

市民自治推進委員会の設置

第28条 この条例の目的を達成するため、市に登別市市民自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市民自治の推進に関すること
- (2) 市民と市の協働のあり方に関すること

(3) 市の進める事務・事業に関すること

(4) この条例の見直しに関すること

(5) その他
3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

解説

この条は、協働のまちづくりを推進するための広範な市民参画の場として設置する『登別市市民自治推進委員会』について定めています。

この委員会は、これまでのような特定の目的のための委員会ではなく、市政全般にわたるもので、市民と行政による協働のまちづくりを推進する重要な委員会です。

第1項では、この条例の目的である『公正・公平・公開を原則とする開かれた市民自治』の達成に向けて、市民自治推進委員会を設けることを定めて

います。

第2項では、市民自治推進委員会は、市民自治の推進や、市民と市の協働のあり方、市の進める事務・事業、条例の見直しなどについて、協議することを定めています。

『市民と市の協働のあり方』や『市の進める事務・事業』の項目では、市民自治推進委員会が、自分たちのまちづくりは自分たちで進めるといふ市民自治の趣旨を踏まえ、市民と市がどのように協働していくか、また、市の進める事務・事業に対して検証・提言することを協議するものと定めています。

『条例の見直し』の項目では、時の経過により、この条例が形骸化することも考えられるため、市民で組織する市民自治推進委員会が条例の見直しについて協議し、提言していくことを定めています。

第3項では、委員の任期など市民自治推進委員会の詳細は、市長が別に定めることを定めています。

用語解説

①市民自治の実現

憲法第92条に規定する『地方自治の本旨』についての一般的な考え方である『住民自治（②参照）』と『団体自治（③参照）』の2つの意味における地方自治を確立すること。

②住民自治

地方自治体の運営は、その自治体の住民の意思に基づき、広範な住民の参画により行われるべきもので、地域内の課題は、住民自らが解決を図ること。

③団体自治

地方自治体が国から独立した団体として、団体自らの意思と責任で自治行政を行うこと。

④NPO

民間非営利組織のこと。株式会社などの営利を追求する企業とは異なり、営利を目的としない組織。

⑤地方分権一括法

正式には『地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律』といい、地方分権を推進するために475本の法律を一括改正する法律で、一部の規定を除き、平成12年4月に施行。

⑥機関委任事務

国から委任され、地方自治体が代行して行う事務。

一緒にまちづくりをしませんか

～登別市市民自治推進委員会の委員を募集しています～

皆さんは、日々の生活の中で、「登別市でもこんなことができたならもっと便利になるのに」、「実現できると思うけど、なぜ、誰も取り組まないのだろう」、「登別市で暮らす上で、こんな問題があるけど、誰も疑問に思わないのだろうか」と思うことはありませんか。

市は、市民と協働のまちづくりを進めるため、『登別市市民自治推進委員会』の委員を随時、募集しています。

委員といっても堅苦しいものではなく、より良い『のぼりべつ』を実現するため、まちの問題点や課題について、意見を出し合い、市に提言をしたり、疑問点について勉強会を行ったり、自分たちにできることがないか模索する『まちづくりの有志』です。

「行政のことが分からない」、「まちづくりなんて難しそう」、「特別な意見なんて持っていない」と考えず、気軽にご参加ください。

明日の輝く『のぼりべつ』は、皆さんのちょっとした一言から生まれるかもしれません。

▶**応募資格** 市民と行政による協働のまちづくりに賛同し、市内に居住または通勤・通学している18歳以上の方

▶**募集形態** 登録制（3年ごとに更新）

▶**委員の身分** 無報酬のボランティアで、会議出席時などの交通費も支給されません

▶**申込方法** 市のホームページ（新着情報）や市役所本庁舎市民コーナー、各支所、市民会館、市立図書館に備え付けの登録申込書に必要な事項を記入の上、企画グループへ持参または郵送していただくかEメールでお申し込みください



▲第1回登別市市民自治推進委員会

登別市まちづくり基本条例と登別市市民自治推進委員会についてのお問い合わせは

企画グループ

☎05 1122 FAX05 1108

〒059-0012 中央町6丁目11
 ホームページ：<http://www.city.noboribetsu.hokkaido.jp>
 Eメール：kikaku@city.noboribetsu.hokkaido.jp